

犯罪被害者週間 11月25日(月)～12月1日(日)

犯罪被害者週間の機会に、犯罪被害者や犯罪被害者支援に対する理解を深めましょう。

警察では、犯罪被害者やそのご家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、一定の要件の下、各種支援制度を運用しています。

警察における被害者支援制度

- ☆ 犯罪被害給付制度
- ☆ 各種公費支出制度
- ☆ カウンセリング支援制度
- ☆ 指定被害者支援要員制度
- ☆ 被害者連絡制度



国分交番

上田警察署
国分交番
電話 27-7623
作成 百瀬

こどもの性被害撲滅のために ～こどもを守るために社会全体でこどもを見守る～

1 児童ポルノ被害の現状

こどもがSNS等を利用して、裸の画像を送信する・させられる等の児童ポルノ等の被害者となる事案が発生しています。

2 被害にあわないために

SNS利用に係る犯罪被害やトラブルにあう9割のこどもがフィルタリング未設定です。

犯罪被害、トラブルを防止するために

「フィルタリングの利用」・「家庭でSNS利用のルール作り」
を行いましょう。

(フィルタリングの設定は、スマホ購入時に店頭で実施してもらえます。)

3 困ったことがあれば相談

少年に関する各種相談は、

026-232-4970(ヤングテレホン)

(24時間対応・夜間休日は当直対応)

または、最寄りの警察署へ相談してください。

